

宮城県地域防災計画(修正案)

〔原子力災害対策編〕

平成19年 月

宮城県防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
(1) 国の防災基本計画との関係	1
(2) 原子力事業者の努め	1
2 宮城県地域防災計画(風水害等災害対策編)	2
3 市町村地域防災計画との関係	2
4 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	2
5 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	3
1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	3
2 原子力発電所の事故により想定される原子力災害の形態	4
(1) 放射性物質及び放射線による被ばく	4
(2) 被ばくの低減化措置	4
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
1 県	5
2 県警察本部	5
3 県教育委員会	6
4 関係市町	6
5 石巻地区広域行政事務組合消防本部	7
6 指定地方行政機関	7
7 自衛隊	8
8 指定公共機関	8
9 指定地方公共機関	8
10 公共的団体等	9
11 東北電力株式会社	9
第7節 広域的な活動体制	9
第8節 原子力防災体制等の整備	9

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針	10
第2節 原子力事業者との協議及び原子力防災専門官との連携等	10
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	10
(1) 防災業務計画に関する協議	10
(2) 防災要員の現況等の届出の受理	10
2 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査	10
3 原子力防災専門官との連携	10
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	10
1 情報の収集・連絡体制の整備	10
(1) 県と関係機関相互の連携体制	10
(2) 機動的な情報収集体制	11
(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定	11
(4) 非常通信協議会との連携	11
(5) 移動通信系の活用体制	11
2 情報の分析整理	11
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制	11
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	11
(3) 防災対策上必要とされる資料	11
3 情報手段の確保	13
(1) 専用回線網の整備	13
(2) 通信手段・経路の多様化	13
第4節 災害応急対策の整備	14
1 警戒態勢をとるための必要な体制等の整備	14
2 災害対策本部体制等の整備	14
3 対策拠点施設における立ち上げ準備態勢等	14
(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備態勢	14
(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制	14
4 対策拠点施設における原子力災害対策協議会等の体制	14
(1) 原子力災害合同対策協議会の設置	14
(2) 原子力災害合同対策協議会の県の構成員	15
(3) 原子力災害合同対策協議会の作業グループに配置する県の職員	15
5 専門家の派遣要請手続き	15
6 防災関係機関相互の連絡体制	15
7 応援要請等に基づく受け入れ体制	15
(1) 広域的な応援協力体制等	15
(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	16
(3) 広域緊急援助隊等	16

8	自衛隊派遣要請体制	16
9	対策拠点施設の平常時の活用、維持・管理等	16
	(1) 対策拠点施設の指定又は変更	16
	(2) 対策拠点施設の平常時の活用	16
	(3) 対策拠点施設の施設・設備等の整備、維持・管理	16
10	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	16
	(1) 安全確保のための資機材の整備	16
	(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換	16
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備		17
	(1) 情報項目の整理	17
	(2) 情報伝達手段の整備	17
	(3) 住民相談窓口の設置等	17
	(4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備	17
	(5) 多様なメディアの活用体制の整備	17
第6節 モニタリング体制等の整備		17
1	緊急時モニタリング実施要領の策定	17
2	モニタリング設備・機器の整備・維持	17
3	モニタリング要員の確保	18
4	緊急時モニタリングの体制及び役割	18
5	関係機関との協力体制の整備	18
6	緊急時放射線影響予測システム	18
第7節 避難収容活動体制の整備		19
1	避難計画の作成についての支援	19
2	避難所等の整備についての助言	19
3	災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言	19
4	住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言	19
5	避難所・避難方法等の周知についての助言	19
第8節 緊急輸送活動体制の整備		20
1	専門家の移送体制の整備	20
2	交通管理体制等の整備	20
第9節 救助・救急及び消火資機材等の整備		20
1	救助・救急活動用資機材等の整備及び助言	20
2	消火活動用資機材等の整備及び助言	20
第10節 緊急時医療体制等の整備		21
1	緊急時医療活動実施要領の策定	21
2	医療活動用資機材等の整備	21

(1) 放射線測定資機材等の整備	2 1
(2) 資料の収集、整理	2 1
3 緊急時被ばく医療チーム派遣要請体制	2 1
4 緊急時医療要員派遣体制の整備・維持	2 1
5 専門医療機関における体制等の整備	2 1
第 1 1 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	2 1
第 1 2 節 防災業務関係者に対する研修	2 2
(1) 他機関の行う研修の活用	2 2
(2) 研修の実施	2 2
第 1 3 節 防災訓練等の実施	2 3
1 訓練計画の策定等	2 3
(1) 要素別訓練等の計画策定	2 3
(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画	2 3
2 訓練の実施	2 3
(1) 要素別訓練等の実施	2 3
(2) 総合的な防災訓練の実施	2 3
3 実践的な訓練の工夫と事後評価	2 3
(1) 実践的な訓練の工夫	2 3
(2) 訓練の事後評価	2 3
(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し	2 4
第 1 4 節 原子力発電所上空の飛行規制	2 4
(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置	2 4
(2) 航空自衛隊の措置	2 4
第 1 5 節 災害復旧への備え	2 4

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 基本方針	2 5
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	2 5
1 事故発生情報等の通報連絡	2 5
(1) 原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合	2 5
(2) 県のモニタリングステーション等で 1 マイクロンベルト/時以上の放射線量を検出した場合	2 6
2 特定事象発生情報等の通報連絡	2 6
(1) 原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合	2 6
(2) 県のモニタリングステーション等で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合	2 7

3	関係市町、防災関係機関の通報連絡	27
(1)	関係市町の通報連絡	27
(2)	宮城海上保安部の通報連絡	27
(3)	石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡	27
4	応急対策活動情報の連絡	29
(1)	特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡	29
(2)	原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡	29
第3節	事故発生初期の措置	30
1	県の活動体制	30
(1)	警戒配備体制	30
(2)	警戒配備体制の解除	32
(3)	情報の収集	32
(4)	国に対する報告等	32
(5)	モニタリングの開始	32
2	関係市町及び防災関係機関の活動体制	32
第4節	活動体制の確立	35
1	県の活動体制	35
(1)	災害対策本部	35
(2)	災害対策現地本部	38
(3)	対策拠点施設の設営準備への協力	40
(4)	現地事故対策連絡会議への職員の派遣	40
(5)	国等との情報の共有等	40
(6)	災害対策本部の廃止	40
2	県の災害合同対策協議会への出席等	40
3	国に対する報告	42
4	専門家の助言及び専門家の派遣の要請	42
5	応援要請及び職員の派遣要請等	42
(1)	応援要請	42
(2)	職員の派遣要請等	42
(3)	防災関係機関等に対する協力要請	43
6	関係市町への協力体制	43
7	自衛隊の派遣要請等	43
8	防災業務関係者の安全確保	43
(1)	防災業務関係者の安全確保方針	43
(2)	防災対策	43
(3)	防災業務関係者の被ばく管理	44

第5節	住民等への的確な情報伝達活動	47
1	住民等への情報伝達活動	47
(1)	迅速・的確な情報活動、広報	47
(2)	例文の準備、情報の一元化	47
(3)	情報提供の定期性等	47
(4)	報道責任者の指定	47
(5)	緊急放送による情報提供	47
(6)	県内各市町村への情報提供等	47
(7)	周辺海域への情報伝達等の要請	48
(8)	隣接県等への情報提供等	48
(9)	適切な情報の提供	48
(10)	原子力災害合同対策協議会における確認	48
(11)	様々な情報伝達手段の活用	49
2	住民等からの問い合わせに対する対応	49
3	関係市町を行う広報及び指示伝達	49
(1)	住民等への広報	49
(2)	情報の指示・伝達	49
4	宮城海上保安部を行う広報及び指示伝達	49
5	その他の防災関係機関を行う広報	49
第6節	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	51
1	緊急時モニタリング実施体制	51
(1)	原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応	51
(2)	特定事象発生の通報を受けた場合の対応	51
(3)	原子力緊急事態宣言発出後の対応	51
(4)	関係機関等への協力要請	51
(5)	モニタリング班の組織	52
2	緊急時モニタリングの実施方法及び内容	56
(1)	段階的モニタリングの実施	56
(2)	モニタリングの実施内容	57
3	測定結果の報告	58
第7節	屋内退避、避難収容等の防護活動	59
1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	59
(1)	屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等	59
(2)	災害時要援護者への配慮	59
(3)	避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	59
(4)	飲食物、生活必需品等の供給	59
2	退避等の指示	61
(1)	防護対策地区の決定	61
(2)	警戒区域の設定	61
(3)	関係市町長の講じておく措置	61

(4) 屋内退避	6 2
(5) コンクリート屋内退避又は避難	6 2
3 退避等の方法	6 3
(1) 屋内退避	6 3
(2) コンクリート屋内退避又は避難	6 3
(3) 被ばくの低減	6 3
4 周辺市町村への避難	6 4
(1) 本部長の措置	6 4
(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置	6 4
(3) 関係市町長の措置	6 4
(4) 避難者の輸送	6 4
5 退避時の誘導	6 4
6 立入制限等の措置	6 4
(1) 陸上の立入制限等の措置	6 4
(2) 海上の立入制限等の措置	6 5
7 治安の確保	6 5
8 飲料水、飲食物の摂取制限等	6 5
(1) 飲料水、飲食物の摂取制限	6 5
(2) 農林水産物の採取及び出荷制限	6 5
(3) 飲料水、飲食物の供給	6 6
第 8 節 緊急輸送活動	6 7
1 緊急輸送活動	6 7
(1) 緊急輸送の範囲及び順位	6 7
(2) 緊急輸送体制の確立	6 7
2 緊急輸送のための交通確保	6 7
(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針	6 7
(2) 交通の確保	6 8
第 9 節 救助・救急及び消火活動	6 8
1 資機材の確保	6 8
2 応援要請	6 8
(1) 県内他市町村等への応援要請	6 8
(2) 他都道府県への応援要請	6 8
(3) 応援要請時の留意事項	6 8
第 10 節 緊急時医療活動	6 9
1 原子力災害時の緊急時医療体制	6 9
(1) 医療班の活動体制	6 9
(2) 関係機関等への協力要請	6 9
(3) 医療班の組織及び業務	6 9

2	原子力災害時の緊急時医療活動の実施	72
(1)	一般医療の実施	72
(2)	放射線被ばく診断(スクリーニング)の実施	72
(3)	ヨウ素剤服用の指示	72
(4)	初期被ばく医療機関への移送	72
(5)	二次又は三次被ばく医療機関への移送	72
(6)	移送手段の要請	72
第11節	労働災害時の緊急被ばく医療活動	74
(1)	原子力発電所における初期対応	74
(2)	初期被ばく医療機関への移送	74
(3)	二次又は三次被ばく医療機関への移送	74
(4)	移送手段の要請	74
第12節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	75
1	当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置	75
(1)	事故発生時の連絡通報	75
(2)	原子力事業者の応急措置	75
2	県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとりべき措置	75
(1)	県及び市町村の措置	75
(2)	警察署、消防署、海上保安部の措置	75

第4章 災害復旧対策

第1節	基本方針	77
第2節	放射性物質による汚染の除去等	77
第3節	各種制限措置等の解除	77
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	77
第5節	災害地域住民等に係る記録等の作成	77
1	災害地域住民等の記録	77
2	損害調査、健康調査の記録	77
3	農林水産業等の影響調査	78
4	災害対策措置状況の記録	78
第6節	風評被害等の影響の軽減	78

第7節	被災中小企業等に対する支援	78
第8節	心身の健康相談体制の整備	78
第9節	物価の監視	78